

## 入院の費用とお支払いについて

### 【入院診療費の算定方法】

- ・入院診療費は健康保険法等で定める点数（入院料・投薬料・注射料・検査料他）によるほか、当院で定めた料金に基づいて算定しています。
- ・入院料の計算は、ホテル等の宿泊の計算とは異なり、入院時間にかかわらず午前0時を起点に日数計算をいたします。（1泊2日入院の場合、入院料・個室料金は2日分で計算します）
- ・室料、書類全般などの保険適用外の費用は当院で定めた料金に基づいてご負担いただきます。（労災・交通事故などの損害保険も同様です。総合窓口にお問い合わせください）
- ・改正により料金の変更が生じる場合があります。

### 【自己負担限度額・入院時食事療養費について】

- ・ご加入の健康保険から交付される「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、病院への支払う1ヶ月分の負担額（保険適応分）が一定の限度額まで軽減されます。

#### 【70歳未満】

（平成30年8月改定）

区分	医療費（保険適用分）自己負担限度額	標準負担額	高額療養費 4回目以降	申請
ア	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	1食460円	140,100円	限度額適用認定書
イ	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%		93,000円	
ウ	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%		44,000円	
エ	57,600円		44,000円	
オ	35,400円	1食210円 (90日超) 160円	24,600円	限度額適用・ 標準負担限度額認定書

※区分ア・イ・ウ・エ・オは、交付を受けた限度額適用認定証にそれぞれ記載されています。

#### 【70歳以上の方】

区分	医療費（保険適用分）自己負担限度額	標準負担額	高額療養費 4回目以降	申請
現役並み 所得者Ⅲ	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	1食460円	140,100円	限度額適用認定書
現役並み 所得者Ⅱ	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%		93,000円	
現役並み 所得者Ⅰ	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%		44,400円	
一般	57,600円		44,400円	不要
低所得者Ⅱ	24,600円	1食210円 (90日超) 160円		限度額適用・ 標準負担限度額認定書
低所得者Ⅰ	15,000円	1食100円		

※ 低所得者：市町村民税の非課税者

★当院ではオンライン資格確認システムを活用し限度額適用認定情報が確認できます。入院期間中に限り限度額適用認定情報を取得させていただきます。

※当院が情報を取得する事を希望されない場合は1階「総合窓口」にお声かけください

★手続きにて交付された限度額適用認定証をお持ちの方は1階「総合窓口」にご提示ください。

なお、認定証のご提示のない場合は一般の方と同様の取扱とさせていただきます。

### 【保険適用外の費用について】

次の費用は、保険適用外となり、全額ご本人負担となります。

- ・ 特別療養環境料（個室・特別室等の差額ベッド代）

※料金の詳細は、別紙「入院案内」の「有料室一覧」をご参照ください

- ・ 患者様のご使用のセットレンタル代（紙オムツ代、病衣料金など）
- ・ 診断書などの文書料

### 【入院費のお支払いについて】

- ・ 入院医療費は毎月  
1日～15日・・・20日頃請求確定  
16日～月末日・・・翌月の5日頃

お支払いは1階「会計窓口」にてお願いいたします。

退院の際には、必ず会計を済ませてからご退院ください。

※クレジットカードでのお支払いも可能です。